

特別支援学級担任・

通級指導教室担当のための手引

《言語障がい通級指導教室編》

《令和5年度 改訂版》



平成31年3月

岐阜県教育委員会

言語障がい通級指導教室

目次

1. 言語障がい通級指導教室とは……………2
 - 1) 法令上の位置付け
 - 2) 通級による指導(言語障がい)で大切にしたいこと
 - 3) 担当者の一年間のスケジュール
 - 4) 言語障がい通級指導教室に関するQ&A

2. 児童生徒の実態把握から個別の指導計画の作成へ……………6
 - 1) 児童生徒のニーズの把握
 - 2) 目標設定
 - 3) 目標を達成するために必要な項目の選定と内容の設定
 - 4) 評価と指導計画の改善

3. 言語障がいのある児童生徒に必要な指導内容……………11
 - 1) 構音障がいのある児童生徒の指導
 - 2) 話し言葉の流暢性にかかわる障がいの指導
 - 3) 言語発達の遅れや偏りに関する指導

4. 授業づくりのポイント……………15

5. 保護者及び担任との連携……………15
 - 1) 保護者との連携
 - 2) 在籍学級の担任との連携

6. 資料編……………16

1. 言語障がい通級指導教室とは

1) 法令上の位置付け

[通級による指導に関する規定]

学校教育法施行規則第140条

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

学校教育法施行規則第141条

前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

(小学校学習指導要領解説 総則編より)

通級による指導は、小学校の通常の学級に在籍している障害のある児童に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該児童の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態である。

ここでいう特別の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導のことである。したがって、指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

2) 通級による指導(言語障がい)で大切にしたいこと

① まずは「何でも話せる信頼関係」の形成を

言語障がい通級指導教室は、児童生徒にとって自分の苦手な部分に向き合うことになるため、苦しい場所となることがあります。自分の課題に気付かないまま通級による指導を始める低学年の児童もいますが、自分の発音の苦手さや吃音による劣等感や欲求不満を感じ、児童生徒が仲間の前で話すことに自信を失った状態で通級による指導を始める児童生徒もいます。

だからこそ、まず児童生徒との間に「この先生なら、自分の苦手なところをさらけ出しても大丈夫。」「この先生は、自分のつらさを分かってくれる。苦手なことにも挑戦しようかな。」という信頼関係を形成する必要があります。指導の初期に指導者が「伝えたいと思う気持ちが素晴らしいね。どんどんお話ししてね。」「～すればうまく発音できるようになるから一緒にがんばろうね。」等と伝え、「これから苦手なことに一緒に立ち向かっていきたい。」という思いを共有することが大切です。

言語障がい通級指導教室では、自立へ向かう教育の場として、自分の苦手なところも受容されていると児童生徒自身が実感でき、その上で前向きに取り組もうとする意欲をもてる関係を築きましょう。「何でも話せる信頼関係」という基盤があって、構音障がいや吃音の指導が始まります。

② 自分から伝えようとする意欲、自分の課題を克服しようとする意欲を大切に

次に、「話すことは楽しい。」「話をして気持ちを分かりあうことって大切だ。」という思いをもてる授業を展開することが大切です。構音の指導を積み重ねて発音が直っても、「伝えよう」とする気持ちがもてない児童生徒は自分から話そうとしません。

まずは自分の思いを自由にのびのびと伝えたり、担当者と話して笑いあったりする楽しい時間を少しでも確保しましょう。このように児童生徒が安心して話せる素地を築いた上で、言語面での自分の課題について児童生徒が意識して学習することが大切です。

このように言語障がい通級指導教室では、自分の課題を克服しようとする意欲だけでなく、自分から相手に伝えようとする意欲を育てていきます。授業の1時間の中で児童生徒が発声したのは、構音の練習と音読だけだったということがないよう、「この1時間で児童生徒が自分の思いをどれだけ話したか」を念頭に置いて指導を進めていきましょう。

3) 担当者の一年間のスケジュール

通級指導教室担当者は、実際の指導が始まるまでの準備、在籍校担任との連携、評価などをスムーズに行うことができるよう、一年間の見通しをもつことが大切です。

[・言語障がい通級指導教室年間スケジュール\(例\)](#)

[・教室の環境及び使用機器の説明](#)

4) 言語障がい通級指導教室に関するQ&A

Q1 いくつかの発音に誤りがみられます。どの音から指導をはじめたらよいでしょうか？

A: 児童生徒の実態に応じて指導する音を決めますが、いくつか発音に誤りがみられる場合は、以下のように指導する音を選択することもあります。

《例》

- ① 母音、子音の順に指導します。
- ② 正常な構音発達において、獲得順序が早い音から指導を始めます。構音の発達には順序性があると言われています。一般的に視覚的に確認しやすい両唇破裂音は早期に習得されます。2歳までにマ行音、パ行音、バ行音、ワ行音、ナ行音、ヤ行音、ニヤ行音、タ行音、ダ行音、4歳までにカ行音、ガ行音、ハ行音、チャ行音、ジャ行音、シャ行音、6歳までにサ行音、ザ行音、ラ行音、ツ音が習得されるといわれています。
- ③ その他、発話明瞭度に与える影響が大きい音、児童生徒の名前に含まれるなど使用頻度の高い音、構音器官の器質的・機能的状況を考慮し、発することが困難でない音などを優先的に指導していきます。
- ④ 単音(ス・ス・ス)→単音節(スア)→単音節の繰り返し(スア・スア・スア)(スア・スイ・スウ)→単語(水筒)→短文(水筒を持っていきます)→長文→会話というように、獲得された音から、より難しい条件下での構音へと指導を深めていきます。各段階が確実にできるようになってから、次の段階に順番に進みます。そして獲得された音から、他の音へと指導を広げていきます。

次の段階に進む目安

- ・誤って出していた音と正しい音を出し分けることができる。
- ・誤っている音と正しい音との違いを聴き分けることができる。
- ・誤りを指摘されたら無理なく修正できる。

※上記は、あくまでも例です。児童生徒の実態を踏まえ、専門家の助言を得ながら指導の見直しをもつことが大切です。

Q2 言語面での課題もあるのですが、一定時間集中し続けることが難しい、仲間とかかわる方法が十分身に付いていない等言語以外の面でも指導が必要な児童生徒には、どうしたらよいですか。

A: 構音障がいや吃音などの指導だけでなく、集中のしにくさや仲間とのかかわりの苦手さ等の児童生徒の特性を踏まえて指導する必要があります。個別の指導という場を生かして、児童生徒一人一人の特性に応じた手立てを設定します。

例えば、授業1時間の学習活動の流れを児童生徒と相談するときに、視覚的に分かりやすい表示や切り替え時刻等を記入して、予定通り進められたことを評価したり、意図的に他の人とかかわる時間を設け、その中でどんな話し方やかかわり方をしたらよいか考える機会を設定したりすることも考えられます。

コミュニケーションの面だけでなく、人間関係の形成や心理的な安定などの面も踏まえて指導していく必要があります、自立活動の6区分27項目を踏まえて指導内容を決め出していくことが必要です。

Q3 通級指導教室ではできても在籍学級ではできていないようです。どうしたらよいですか。

A: まずは、自分が発した音が本来出すべき正しい音であったかどうか分かったり、正誤を聴き分けたりする力を育成しましょう。自分の発した音が誤っているという自覚があってはじめて、自分で修正しようとすることができます。

正誤を聴き分ける力を身に付けるための段階的な指導内容 《例》

- ・はじめは、教師が発した正しい音と誤っている音を聴き比べる。
- ・次第に自分が発した音が正しい音に対してどうであったかを判断する。
- ・発してしまった誤りに対して、教師の求めに応じて修正する。
- ・発してしまった誤りに対して、自分で修正する。

また、通級指導教室担当教師と一緒にできたことが、他の人や場面でもできるように、指導計画の中に担当者以外の者にかかわる時間を意図的に設けましょう。例えば、職員室の先生方、保護者、複数の通級指導教室があれば、その先生や子どもたち、特別支援学級の先生や子どもたちといったかわりの浅い人を対象にして、改まった気持ちで話す場を設けます。インタビュー、アンケート、児童生徒が企画した〇〇大会へのお誘いなど、いかに話す相手を広げるかを考えた指導計画を立て、そこでも正しく話したり受け答えができたということを目指していきます。

Q4 退級のめやすはどのように考えたらよいでしょうか？

A: 通級による指導は、児童生徒や保護者からの主訴が解消されたり、言語の障がいや、コミュニケーション上の困難が改善又は軽減されたり、児童生徒の実態やニーズに基づいて作成された個別の指導計画の指導目標が達成されたりすることなど、総合的に判断をして終了となり、退級となります。また、小学校や中学校の卒業により終了となることもあります。

終了の判断の目安としては次のようなものが考えられます。

ア 主訴が解消された。

例えば「『さかな』を『たかな』と言っていた子が、正しく言えるようになった。」「話すことに不安があった子が、在籍校でも仲間と積極的にコミュニケーションを図り、生き生きと活動できるようになった。」など

イ 指導目標が達成された。

例えば、「自分の発音の誤りを指摘されたときに、言い直して正しく言えるようになった。」「吃

音が出ても自分の言いたいことを最後まで相手に伝えられるようになった。」など
 ウ 自分でできる自信がもてるようになった。

例えば、「自分の発音を聴いて間違っていたら直せるようになった。」「個別の場だけでなく、いつでも、どこでも、誰とでも話せるようになった。」など

退級のタイミングは児童生徒一人一人によって違います。退級に当たっては、児童生徒の意見を尊重しながら、保護者、在籍校担任、通級担当者等が話し合っただけでなく、教育支援委員会の審議結果を受けて退級となるのが一般的です。

2. 児童生徒の実態把握から個別の指導計画の作成へ

通級指導教室で行う自立活動の指導に当たっては、個々の児童生徒の障がいの状態や発達の程度等の的確な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にし、個別の指導計画を作成するものとされています。この個別の指導計画の作成の手順を一例として示すと次のようになります。

1) 児童生徒のニーズの把握

<実態把握のための資料>

教育的ニーズを整理する際には、下表のように「障がいの状態等の把握」「特別な指導内容」「合理的配慮を含む必要な支援の内容」といった3つの観点やそれぞれの項目を参考にして情報を把握することが大切です。

- ① 教育的ニーズを整理するための調査事項の例(岐阜県版 教育支援の手引きより)
 [言語障がい]

| 1 言語障がいのある子供の教育的ニーズについて～教育的ニーズを整理するための観点～ | | |
|---|------------------|--|
| ①言語障がいの状態等の把握 | | |
| 視点 | 事項 | 記録 |
| 医学的側面 | 障がいに関する基礎的な情報の把握 | |
| | 既往・生育歴 | 乳幼児健診で言葉の遅れを指摘され、年中時より発達支援センターに通所。 |
| | 言語障がいの状態 | 発音に誤りがある。 |
| | 音声や構音の状態 | カ行音、サ行音、ラ行音に置換や歪みがみられる。 |
| | 音の聴覚的な記憶力 | 「エレベーター」を「エベレーター」など、文字数の多い語を正しく復唱することが難しい。 |
| | 発話器官の運動 | 舌に力が入り、スムーズに動かない。 |
| | 発話の内容 | 特記事項なし |
| | 話し言葉の流暢性の状態 | 特記事項なし |

| | | |
|-----------------------------------|--|----------------------------------|
| 心理学的・教育的側面 | 発達の状態等に関すること | |
| | 身体健康と安全 | 特記事項なし |
| | 聴覚的な記憶力の状態 | 単音では、聞いた音と自分の発した音との違いに気付く。 |
| | 基本的な生活習慣の形成 | 食事に時間がかかることがある。 |
| | 運動能力 | 指先の使い方が不器用である。 |
| | 意思の相互伝達能力 | 自分から話すことは少ない。 |
| | 感覚機能の発達 | 特記事項なし |
| | 知能の発達 | 知的な遅れは認められない。 |
| | 情緒の安定 | 集中できる時間が短い。 |
| | 社会性の発達 | 仲間に誘われると一緒に遊ぶ。 |
| | 本人の障がいの状態等に関すること | |
| | 障がいの理解 | 仲間から発音の誤りを指摘され、泣いたことがあった。 |
| | 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善するために、工夫し、自分の可能性を生かす能力 | 正しい発音ができるようになりたいという気持ちをもっている。 |
| | 自立への意欲 | 仲間の後ろをついていくことが多い。 |
| | 対人関係 | 園では特定の子と遊ぶことが多かった。 |
| | 学習意欲や学習に対する取組の姿勢 | 集中できる時間が短い。 |
| | 諸検査等の実施 | |
| | 個別式検査の種類 | 新版構音検査 (R3.5) |
| | 発達検査 | 特記事項なし |
| | 検査実施上の工夫等 | 絵カードを使用して単語検査を実施した。 |
| | 検査結果の評価 | カ行音、サ行音、ラ行音に置換や歪みがみられた。 |
| | 行動観察 | 自信がないときには極端に声量が小さくなった。 |
| | 認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等からの情報 | |
| | 学校での集団生活に向けた情報、成長過程 | 自分から仲間に話しかけることは少ない。 |
| | ②言語障がいのある子供に対する特別な指導内容 | |
| | 構音障がいの指導 | |
| | 発語器官の運動機能の向上に関すること | 遊びを通して構音器官の運動機能を高める。 |
| | 音の聴覚的な認知力の向上に関すること | 単語や文中から目的の音を聞き、正誤を判断する。 |
| | 構音の誘導に関すること | 構音器官の位置や動きを意識しながら、正しい構音の仕方を習得する。 |
| | 障がいの状態の理解と生活管理に関すること | 特記事項なし |
| 話し言葉の流暢（りゅうちょう）性に関わる障がいの指導 | | |
| 自由な雰囲気中で「楽に話す」ことを奨励する環境作りに関すること | 特記事項なし | |
| 「楽に話す」体験をさせる方法に関すること | 特記事項なし | |
| 難発から抜け出す方法に関すること | 特記事項なし | |

| | | |
|---|--------------------------------------|---|
| 苦手な場面や語音に対する緊張の解消に関すること | 特記事項なし | |
| 日常生活におけるコミュニケーションの態度に関すること | 特記事項なし | |
| 本人の自己実現に関すること | 特記事項なし | |
| 言語機能の基礎的事項の発達の遅れや偏りに関する障がいの指導 | | |
| コミュニケーションの態度や意欲に関すること | 会話を通して伝え合う楽しさを実感できるようにする。 | |
| 言語活動の促進に関すること | 様々な人と関わることができる機会を設定する。 | |
| 実際の生活場面等における言語の使用に関すること | 普段の生活の中でよく使う言葉を使って構音練習を行う。 | |
| 話す、聞く、読む、書くなどの言語スキルの向上に関すること | 発音の誤りが書字に影響しないよう、発音と文字を同時に指導する。 | |
| ③言語障がいのある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容 | | |
| ア 教育内容・方法 | (ア) 教育内容 | |
| | a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 | 教科書の苦手な音に印を付けるなど、意識して発音できるようにする。 |
| | b 学習内容の変更・調整 | ゆっくりと音読できるように分量の調整を行う。 |
| | (イ) 教育方法 | |
| | a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮 | どうしても伝わらない場合は、書いて伝える。 |
| | b 学習機会や体験の確保 | 特記事項なし |
| イ 支援体制 | c 心理面・健康面の配慮 | 特記事項なし |
| | (ア) 専門性のある指導体制の整備 | 発達支援センターと連携を図る。 |
| | (イ) 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 | 通級指導教室について、児童や保護者に紹介する。職員向け研修で、情報共有を図る。 |
| ウ 施設・設備 | (ウ) 災害時等の支援体制の整備 | 特記事項なし |
| | (ア) 校内環境のバリアフリー化 | 特記事項なし |
| | (イ) 発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮 | 周囲からの刺激を受けにくい座席にできるように配慮する。 |
| (ウ) 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮 | 特記事項なし | |
| 2 学校や学びの場について | | |
| 設置者の受け入れ体制 | 小・中学校の状況 | 自校に言語障がい通級指導教室の設置有 |
| 本人・保護者の希望 | 希望する学びの場 | 本人・保護者とも言語障がい通級指導教室の利用を希望 |
| | 希望する通学方法 | 通学班での集団登下校を希望 |
| 3 その他 | | |
| 併せ有する他の障がいの有無と障がい種 | | 特記事項なし |

2) 目標設定

実態把握に基づき、自立活動の指導において、達成を目指す目標を設定します。この場合には他の領域・教科では取組が難しく、かつ自立活動の目標に沿ったものを取り上げます。一年程度の長期的な観点に立った目標及び一学期程度の短期的な観点に立った目標を設定します。この目標設定においては、将来の可能性を広い視野から見通した検討も必要となります。

3) 目標を達成するために必要な項目の選定と内容の設定

設定された目標を実現するために、どのような具体的な内容を指導する必要があるかを検討します。6区分27項目に示す内容の中からそれぞれに必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付け、次の事項に配慮して、具体的に指導内容を設定する必要があります。

① 児童生徒が興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうことができる内容を取り上げること。

解決可能で、取り組みやすい適切な内容を設定し、達成できたという満足感や成就是、自信を高め、次の活動への意欲につながります。

② 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができる内容を取り上げること。

実際的な経験等の具体的な学習活動を通して指導することが効果的です。その中で「できた」という実感・成功経験をj得ることが意欲の向上につながります。

③ 個々の児童生徒の発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって、遅れている側面を補うことができるような指導内容も取り上げること。

発達の遅れている側面や改善の必要な障がいの状態のみに着目しがちですが、発達の諸々の側面が有機的に関連し合っていることを踏まえ、発達の進んでいる側面を更に伸ばすことで、児童生徒の学習の意欲や自信を喚起し、遅れている側面の改善に有効に作用することも少なくありません。その意味で、発達の進んでいる側面にも注目する必要があります。

④ 個々の児童又は生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容も計画的に取り上げること。

環境を整えて活動しやすいようにすることは、児童生徒自身が行う場合と周囲の人に依頼してやってもらう場合が考えられます。自立活動は、自立を目指した主体的な活動であり、まず児童生徒自ら環境に働きかけられるような力をはぐくむことが大切です。児童生徒が自ら行おうとする活動について、適した場所の選択、不要なものの除去などに気を付け、実際に身の回りの環境を整えることができるように段階的に指導をすることが大切です。

<前述 1) ~ 3) の手順を踏まえた個別の指導計画作成のポイント>



実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れ

4) 評価と指導計画の改善

これらの個別の指導計画の作成の手順に加えて、指導の評価や指導計画の改善が重要となります。自立活動の個別の指導計画について、学期の評価、計画の見直しを繰り返し、年間の評価及び次年度の計画を検討することが必要です。自立活動の評価は、個別に設定した目標に照らして、それがどれだけ実現できたかを評価することになります。設定された目標があいまいであるとこの評価が難しくなるので、目標設定の段階で評価の仕方を検討しておくことが重要です。

3. 言語障がいのある児童生徒に必要な指導内容

1) 構音障がいのある児童生徒の指導

《実態把握》

【言語面】

① 発音・発語

ア 構音の状態の把握

a 単音節構音検査(語音明瞭度検査)

児童生徒に対して、単音節の文字を示し、発語させることにより誤りの傾向を把握する検査です。発語の状態を、構音点(唇、舌、歯茎、口蓋などの音を作る位置)、構音様式(破裂、摩擦などの音の作り方)によって整理し、誤りの特徴や傾向を把握します。

b 単語構音検査

児童生徒に事物の名称や動作などの絵を示し、その名称や動作などを呼称させる検査です。構音の誤りを把握するため、検査で用いる用語については、対象となる児童生徒の実態に応じて、事前に十分把握しておく必要があります。例えば、特定の音の誤りは、含まれる単語の中の位置(語頭、語中、語尾)によって異なる場合があるので、その音の単語の中の位置の違いを考慮した単語を用いて検査し、誤りの特徴や傾向を把握します。

c 会話明瞭度検査

検査者との会話を通して構音の全体的な特徴や発話の明瞭度を把握するために行う検査です。時々分からない言葉がある程度か、聞き手が話題を知っていれば察することができる程度か、時々分かる語がある程度かなどを聞き取ります。

イ 音の聴覚的な記銘力の検査

a 語音弁別検査

正しい音と誤った音を聞かせ、正誤を判断させる検査

b 聴覚的記銘力検査

複数の無意味音節綴りを聞かせ、正誤を判断させる検査

c 被刺激性の検査

誤って構音している音に対し、正しい音を聞かせて復唱させ、誤り方の変化を見る検査

ウ 発語器官の運動機能の状態の把握

噛む、吸う、飲み込む等の摂食にかかわる運動の可否、舌や口唇の動き、軟口蓋や咽頭壁の動き等を観察します。

② 理解・やりとり

| | |
|---------|---|
| 発話量 | 比較的良好に話す あまり話さない 聞かれたときに応える程度 など |
| 話の完結 | 話題について最後まで逸れずに話す 話しているうちにつじつまが合わなくなる 違う話題にずれていく 仮想の内容が含まれる など |
| やりとりの成立 | 質問の意図に沿った返答をする 相手の話を聞き取ろうとする 相手の反応を待つ オウム返し 一方的な話し方 など |
| 表現力・語彙 | 何語文程度で話すか 思いを表す言葉の想起 語彙の量 表現の幼稚さなど |

【意欲・態度面】

| | |
|---------------------|---|
| 話す意欲 | 自分から話しかける 話しかけに応えようとする 在籍学級での挙手 発言 など |
| 緊張や不安 | 過度に緊張して話せない 不安 落ち着きがなくなる テンションが上がりすぎる 視線が合わない など |
| 場に適した態度 仲間とのかかわり | 活動への参加態度 常に曖昧な返答 攻撃的な言動 相手との距離感のとり方 など |
| 自己評価 課題に対する意識 | できない(またはできる)という思い込み 課題に対する受け止め方や取り組み方 劣等感 吃音による不安、自己否定 など |

《指導内容》

① 発話器官の運動機能の向上

構音障害の中には、構音器官の運動機能が不十分であることに起因するものがあります。特に舌運動機能の不全及び口蓋裂などの場合にみられる呼気の操作に問題がある場合がそれに当たります。このような状態の児童生徒については、構音機能の運動についての適切な指導が必要です。構音機能の運動としては、CS機能（噛むこと、吸うこと、飲み込むこと）といわれる運動があり、その適否を調べ、必要な運動機能の習得を目指して指導することが必要であると考えられます。

② 音の聴覚的な認知力の向上

ア 特定の音を聞き出す

単語や文の中から指導の目的となる音を聞き出す。教師が単語や文を示し、目的となるがあれば手を挙げるなどの方法を通して、音の認知力を高める。

イ 音と音の比較をする

単音や単語などで、正しい音と誤った音の違いを比較し、判断する。

ウ 誤った音と正しい音とを聞き分ける

単音や単語などで、目的となる音を聞き、正しい音か誤った音かを判断する。

エ 複数の音をひとまとまりとして記憶し再生する

③ 構音の指導

ア 構音可能な音から誘導する方法

[ga]音をささやき声で無声化し、[ka]音にするなどのように、構音運動の似た音を利用して誘導する方法

イ 構音器官の位置や動きを指示して、正しい構音運動を習得させる方法

ウ 結果的に正しい構音の仕方になる運動を用いる方法

まず「うがい」を練習し、その動きを元に[k]音を導く方法

エ 聴覚検査法

聴覚的に正しい音を聞かせて、それを模倣させる方法

オ キーワード法

キーワード(時に正しく構音できる音を含む単語)を用いて、目的の音を獲得させる方法

カ 母音返還法

正しく構音できる音について、その母音を変えて目的の音を獲得する方法

2) 話し言葉の流暢性にかかわる障がいの指導

吃音や脳外傷の後遺症、まれには早口症(クラッタリング)等のために、話し言葉の流暢性が十分でなかったり、緊張すると音声が出にくかったりするような状態の児童生徒が見受けられる場合があります。ここでは、吃音を例に挙げて、その指導方法について述べます。

《実態把握》

会話の中や音読の際に吃音の様子を観察したり、一定の分量の文章を読ませて吃音の頻度を調べたりします。また、本人や保護者が吃音についてどう感じているか、どう悩んでいるかなど、面談などを通して把握します。

《指導内容》

ア 自由な雰囲気ですべて「楽に話す」ことを推奨する

自由な雰囲気の中で話しやすい人を相手に話す状況を設定し、児童生徒が「楽に話せた」という感触を得ることができるようになることが必要です。教師は児童生徒にとってよい聞き手となることが求められます。

イ 楽に話せることを体験させる

ウ 難発から抜け出す方法を指導する

声がかまって出てこなくなったときにどうすればよいかを指導することが必要な場合もあります。その方法としては次のものが考えられますが、児童生徒の実態に応じて、また、児童生徒と一緒に考えて適切な練習をすることが必要です。

- ・声がかまったときの口や体の構えを一度解消し、はじめからやり直す。
- ・声をすこしずつ吐き出しながら話す。

- ・最初の語音をゆっくりと引き伸ばして発音する。
- エ 苦手な場面や語音に関する緊張を解消する
- オ 日常生活におけるコミュニケーションの態度を育てる
- カ 本人の自己実現を援助する
- キ 周囲の態度を改善する

3) 言語の発達の違いや偏りに関する指導

《実態把握》

言語の発達の違いや偏りのある児童生徒の実態把握については、発達検査や知能検査を活用したり、また、視覚・運動機能の発達を評価する検査や質問紙による性格検査、社会生活能力検査を用いたりします。さらに、親子関係を診断する検査や言語発達の状態を調べる検査等を活用することも考えられます。

《指導内容》

- ① コミュニケーション態度の育成やコミュニケーション意欲の向上を必要とする児童生徒への指導
他者と一緒にいたり、他者とやりとりしたりすることを楽しみ、喜ぶ態度を育てることが必要です。そのために、温かな人間関係を形成し、児童生徒の興味・関心に即した物などを教師が提示することによって、話題を共有したり、言語的なやりとりを活発にしたりするよう配慮して指導します。
- ② 言語活動の楽しさを学ぶ必要がある児童生徒への指導
語彙がある程度豊かであり、また、基礎的な文法を知っていても、実際の生活の中でそれらを使用することが難しい児童生徒もいます。このような児童生徒には、文字や言葉を使用することの楽しさや便利さを教えることが必要です。例えば、文字に関しては、その言語発達を促進するため、「お手紙ごっこ」「文通」などの方法を活用することも考えられます。
- ③ 実際の生活場面での使用を課題とする児童生徒への指導
できる限り児童生徒の日常生活の場から題材を得たり、実際の生活の場につなげるような工夫をしたりなどして指導することにより、他者との間に成立したやりとりや、児童生徒の認知力をより一層向上させるようにすることが大切です。
- ④ 話す、聞く、読む、書くなどの言語スキルの向上を図る必要のある児童生徒に対する指導
自分の気持ちを話し言葉で他者に説明したり、文字で表現したりする能力や他者の気持ちを文字や話し言葉によって理解したりする能力などが、年齢相応に十分発達していないような児童生徒に対しては、個別の指導が必要です。例えば、3コマ漫画を使って場面の理解や人物の気持ちを考えたり、実際の体験などと照合させて、話したり、書いたりする活動を行うことにより、基礎

的な言語スキルの向上を図るようにします。

なお、言語の表出が困難な児童生徒に対しては、ICT(情報通信技術)などの活用を検討することも必要です。

4. 授業づくりのポイント

個別の指導計画に基づいて、単元の指導計画、1単位時間の授業を行います。具体的な授業づくりのポイントについては、学習指導案に示してありますので、参照してください。

学習指導案はこちら!

[小学校 自立活動 「サ行音を出そう ～カードバトルをしよう～」](#)

[小学校 自立活動 「サ行音の練習 ～神経衰弱ゲームをしよう～」](#)

[小学校 自立活動 「ラ行音・ダ行音・拗音を正しく発音しよう
～ケーキ屋さんごっこをしよう」](#)

[小学校 自立活動 「聞いて 伝えて 相談しよう ～魚釣りゲーム～」](#)

5. 保護者及び担任との連携

通級指導教室で学ぶ児童生徒に、よりよい教育的支援を行うためには、担当者、担任、保護者が同じ方向に向かって、お互いに信頼関係を築きながら、連携のもと支援を進めていくことが大切です。日頃から、日々の小さな出来事も連絡を取り合い、個別の指導計画などを活用してお互いに共通理解を深めながら、指導内容や指導方法を考えていくことが必要です。

1) 保護者との連携

【連携の内容】

実態や教育的ニーズ、保護者・本人の願いの共有化、保護者の疑問や不安の受け止め、指導内容や指導方法についての共通理解

【連携の方法】

連絡帳(ノート、ファイル)、教育通信(ことば通信)、送迎時の懇談、保護者懇談会、個別の指導計画

2) 在籍学級の担任との連携

通級による指導が在籍学級でどう生かされるか、目的を明確にして共通理解を図っていきます。一方で在籍学級の担任は、児童生徒の指導や集団の中での配慮の難しさなど悩みを抱えていることがあります。在籍学級の担任の思いを聞き取りつつ、担任との人間関係をつくっていくことが望ましいでしょう。

【連携の内容】

児童生徒のつまずきの要因や思いへの理解、つまずきや通級をすることに対する仲間の理解（周囲の児童生徒への障がいへの理解と啓発）、集団の場における通級対象児童生徒への配慮（温かい学級の雰囲気づくり、周囲の児童生徒の前で言葉に対する注意や言い直しをしない など）

【連携の方法】

連絡帳、教育通信、担当者の在籍学級訪問、担任の通級指導教室参観、個別の指導計画

6. 資料編

<リンク>

- ・[文部科学省](#)
- ・[国立特別支援教育総合研究所](#)

<参考文献>

- ・岐阜県教育委員会「【岐阜県版】教育支援の手引」令和4年3月
- ・文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」令和3年6月
- ・文部科学省「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」平成29年6月
- ・文部科学省「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン ～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」平成29年3月
- ・文部科学省「障害に応じた通級による指導の手引 ●解説とQ&A」平成30年 海文堂出版
- ・文部科学省「教育支援資料 ～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」平成25年10月